毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの





目 次

◎告示

所管課(室)名

・佐賀県武雄市における高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う移動等の制限の変更

農業経営課

告 示

長崎県告示第796号の3

佐賀県武雄市山内町における高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う移動制限について(長崎県告示第763号の3)を次のとおり変更する。

令和 4 年12月22日

長崎県知事 大石 賢吾

1 移動の制限

- (1) 移動を制限する家きんの種類 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにその死体
- (2) 移動を制限する物品 病原体をひろげるおそれのある物品
- (3) 移動を制限する期間 令和4年12月6日から当分の間
- (4) 移動を制限する区域 東彼杵郡波佐見町(野々川郷)の全域 東彼杵郡波佐見町(折敷瀬郷、湯無田郷、小樽郷)の一部

長崎市尾上町三番一号発行者 長 崎 県

電話代表(八二四)二一一四

印刷人 岩 永 泰 明印刷所 長崎市弥生町八番三十号 株式会社 岩永印刷所